

## 中古資産の取得メリット

**Q** : 中古資産を取得した場合の税務メリットって何かありますか？

**A** : 耐用年数が短いので費用化が早いこと、初年度の償却費が大きいことなどがあります。

### 【解説】

中古資産を事業の用に供した場合は、残存耐用年数を見積もって減価償却の計算をすることとなっていますが、耐用年数の見積もりが困難な場合は、次の簡便法によることができるとされています。

① 法定耐用年数の全部を経過した資産  
 $\text{法定耐用年数} \times 20\% = \text{見積残存年数}$  (1年未満端数切捨て)

② 法定耐用年数の一部を経過した資産  
 $(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\% = \text{見積残存年数}$  (1年未満端数切捨て)  
 (例) 3年落ちの自動車の見積残存年数  
 $(6 - 3) + 3 \times 20\% = 3.6 \rightarrow 3$ 年

このことから、中古資産を取得した場合には、次のような税務メリットがあるといわれています。

① 耐用年数が短くなるので費用化が早い  
 ② 新品と同じ取得価額であれば、中古資産のほうが初年度の償却費が大きい

(例) 500万円の新車と3年落ちの中古車では  
 イ. 新車…500万円  $\times 0.319$  (耐用年数6年の定率法の償却率) = 159万5千円

ロ. 中古車…500万円  $\times 0.536$  (耐用年数3年の定率法の償却率) = 268万円

中古のベンツが売れる秘密でしょうか。

